**人道支援従事者の性的行動に関する規程**

人道支援従事者 **が「 性」に関して容認できない行為を行った場合、当該人物は罰せられ、解雇される場合があります**。以下は人道支援従事者が遵守しなければならない規程です：

* 人道支援従事者は **18歳未満の** 者とは、**それが誰であろうと** **性的関係を持つことは禁止される。このような性的関係が原則的に合法である国においても、同様に許容されない。**行為の相手の本当の年齢を「知らなかった」という口実は正当な理由にはならない。
* 人道支援従事者は **自ら行う性行為の対価として、援助を必要とする人々の支援に充てられるべき物資（財）とサービスを含む** 金銭、雇用、物資（財）とサービスを提供することは許されない。相手に屈辱を与え、搾取するあらゆる行為を受諾させることを目的として、上記事項の提供を約束してはならない。上記規程には売春婦との性行為の対価として金銭を支払ったりこれを贈与したりする場合を含む。
* 人道支援従事者は、誰が物資（財）およびサービスを受けるかという決定に影響を及ぼします。従って彼らは援助を必要とする人々 に対して権力を持つ立場にあります。こうした理由から、人道支援団体は **人道的緊急事態による**影響を受けた人とは一切、性的関係を持たないことをスタッフに強く促しています。このような性的関係の結果、人道支援活動は不誠実で信頼に値しないものとみなされかねないからです。
* 人道支援従事者は **所属している組織または別の支援組織の一員が、性行為に関する人道規程に違反していると** 疑いを抱いた場合、**所属機関が定めた** 手続きに従って **報告する義務が** あります。
* 人道支援従事者は、**容認できない性行為を防止し、またスタッフが所属機関の** 規範に従って行動しやすい **職場環境を築き、維持する義務があります。すべてのマネージャーは** こうした環境の維持・発展に寄与するシステムを構築する責任があります。

性的搾取および虐待に関するIASC（ 機関間常設委員会）の指針は次のホームページで確認できます： <http://www.pseataskforce.org/uploads/tools/sixcoreprinciplesrelatingtosea_iasc_english.doc>.

「人道支援従事者の性的行動に関する規程」のこの平易語版は、被災者への説明責任と性的搾取および虐待からの保護に関するIASC タスク チームと、国境なき翻訳者の協力により作成されました。